

熊本市道路の構造の基準等を定める条例の一部改正について

熊本市道路の構造の基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市道路の構造の基準等を定める条例の一部を改正する条例

熊本市道路の構造の基準等を定める条例（平成 24 年条例第 111 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「並びに道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年総理府・建設省令第 3 号。以下「命令」という。）第 3 条の 2」を削る。

第 3 条を次のように改める。

（道路の構造の技術的基準）

第 3 条 法第 30 条第 3 項の規定により条例で定める技術的基準は、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）第 42 条第 2 項に規定する基準（同令の改正に際し定められた同項に係る経過措置に規定する基準を含む。）とする。

第 4 条から第 49 条までを削る。

第 50 条中「及び命令第 3 条の 2」を削り、「命令の」を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年総理府・建設省令第 3 号）の」に改め、同条を第 4 条とし、第 51 条を第 5 条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（熊本市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部

改正)

- 2 熊本市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成24年条例第112号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「熊本市道路の構造の基準等を定める条例（平成24年条例第111号。以下「構造条例」という。）第12条第3項」を「道路構造令第11条第3項」に改め、同条第2項中「構造条例第11条第2項」を「道路構造令第10条の2第2項」に改める。

（提出理由）

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和2年政令第329号）の施行による道路構造令（昭和45年政令第320号）の一部改正に伴い、道路の構造の基準を見直すため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。